

岩手県告示第216号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所及び事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成26年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
社会福祉法人平泉町社会福祉協議会	西磐井郡平泉町平泉字毛越248番地	西磐井郡平泉町平泉字志羅山12番地6	平泉町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	西磐井郡平泉町平泉字毛越248番地	西磐井郡平泉町平泉字志羅山12番地6	平成25年9月10日

2 介護予防訪問介護

介護予防事業者			介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
社会福祉法人平泉町社会福祉協議会	西磐井郡平泉町平泉字毛越248番地	西磐井郡平泉町平泉字志羅山12番地6	平泉町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	西磐井郡平泉町平泉字毛越248番地	西磐井郡平泉町平泉字志羅山12番地6	平成25年9月10日